

商慣習法 No. 6 ACCC

中国産の蜂蜜をオーストラリア産と偽って日本国内で販売していた日系企業がACCCに処分を受けました。この日系企業は豪州国内に現法を持っており、2%のみオーストラリア産の蜂蜜を混入させ残りは中国産であるにも拘わらず、オーストラリア産のラベルを瓶に貼り日本国内で販売しておりました。

瓶詰めは中国の工場でされておりましたが、オーストラリアで製造、瓶詰めされた様に表示されておりました。また、2%のみオーストラリア産であるにも拘わらず、全てタスマニア産と表示致しました。

ACCCはこの日系企業を商慣習法違反で起訴致しました。虚偽の表示を禁じている52条に違反していると断定致しました。また、53条では生産国の虚偽の表示を禁じております。

ACCCは商慣習法の5条を活用する事により豪州と商取引がある国外の企業に商慣習法を適応致しました。

食品等でオーストラリア産の表示する際には豪州国外で販売する場合でも豪州の国内法が適応される事を忘れてはいけません。但し、豪州裁判所の執効能力については、幣法律事務所ホーム・ページの「国際法」を参照下さい。

更に詳しい内容をご希望の方は下記までご連絡願います。

弁護士 堀江純一

(02) 92217555

Legal.one@advantagepartnership.net

www.advantagepartnership.net

オーストラリア国ニュー・サウス・ウェルズ州シドニー市
アドバンテージ・パートナーシップ法律事務所